

国地契第70号  
国官技第447号  
平成31年3月29日

各地方整備局  
総務部長 殿  
企画部長 殿  
北海道開発局  
事業振興部長 殿

大臣官房 地方課長  
技術調査課長  
(公印省略)

### 週休2日交替制モデル工事の試行について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(平成30年3月20日付け国地契第69号、国官技第301号)により、現場閉所の状況に応じて週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上を行っているところであるが、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制モデル工事」を下記のとおり、行うこととしたので通知する。

### 記

#### 1. 用語の定義

##### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

##### (2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(3) 4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

2. 発注方式

次の方式を基本とする。

受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合に応じて、以下のとおり、労務費に補正係数を乗じるものとする。

① 4週8休以上 : 1.05

② 4週7休以上、4週8休未満 : 1.03

③ 4週6休以上、4週7休未満 : 1.01

(2) 補正方法

休日率の達成状況を確認後、労務費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

4. 適用

本通達は、2019（平成31）年4月1日以降に入札手続を開始する「週休2日交替制モデル工事」の試行から適用する。